

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第190号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1音響設備の項中「1,500」を「1,540」に、「3,000」を「3,080」に改め、同表映写設備の項中「1,500」を「1,540」に、「3,000」を「3,080」に、「3,500」を「3,600」に改め、同表遠隔講義システムの項中「6,000」を「6,170」に改め、同表茶道具の項中「2,500」を「2,570」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総合企画局市民協働政策推進室)